

平成29（2017）年度～平成33（2021）年度

# 小平アクティブプラン21

男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現をめざして

（第三次小平市男女共同参画推進計画）

【素案】

平成29年3月

小平市

# 目次

第1章 計画の趣旨と背景	1
1 計画改定の趣旨	3
2 男女共同参画をめぐるおもな流れ	5
第2章 小平市の現状と課題	7
1 人口と世帯の推移	9
2 女性の職業生活の状況	10
3 市民の意識と実態	11
4 小平アクティブプラン2.1（第二次）における取組の総括	15
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	21
2 基本的視点	21
3 施策の体系	22
4 進行管理	24
第4章 施策の展開	25
基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	27
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援	32
基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし	38
基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備	44
第5章 付属資料	49

## 第1章 計画の趣旨と背景



# 1 計画改定の趣旨

## (1) 改定の目的

小平市では、平成8年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次推進計画として平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」を策定して、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

現行の第二次推進計画の計画期間が平成28年度末で終了することを踏まえ、平成21年に制定した小平市男女共同参画推進条例に則り、少子高齢化や経済状況等の社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、平成29年度からの第三次小平市男女共同参画推進計画を策定します。

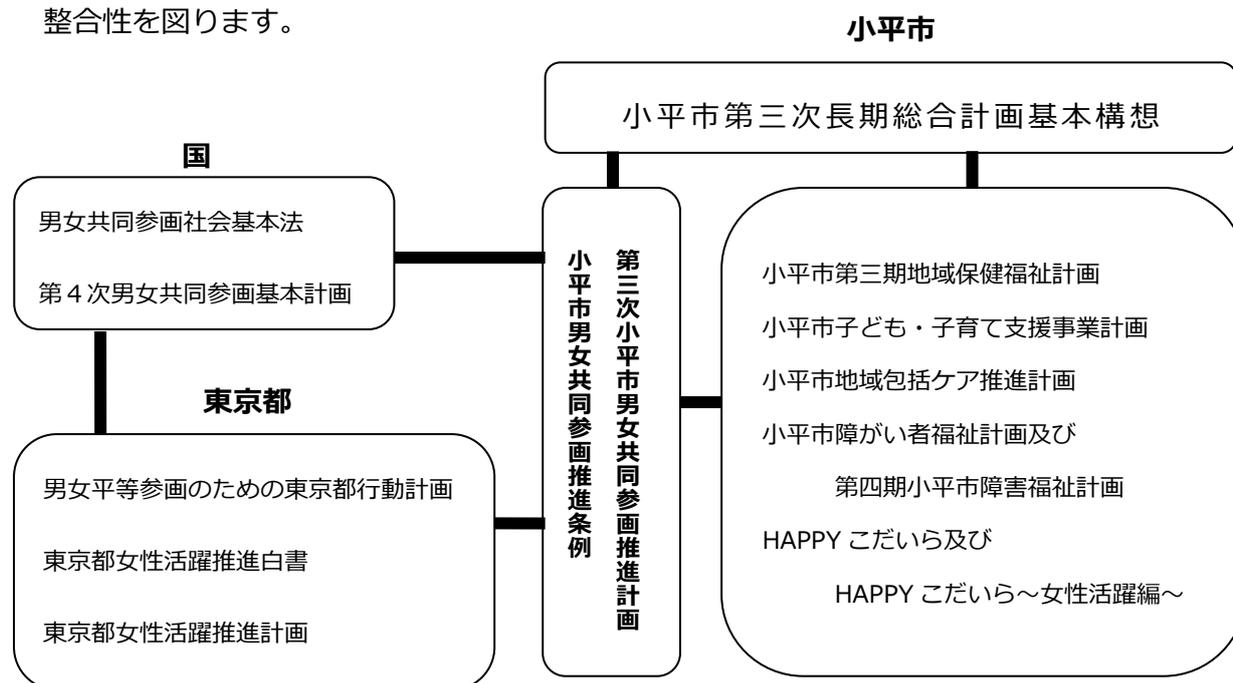
## (2) 計画期間

平成29年度（2017年度）～平成33年度（2021年度）の5年間とします。

## (3) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、小平市男女共同参画推進条例第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、国及び東京都が策定した関連計画並びに小平市第三次長期総合計画や市の関連計画と整合性を図ります。



## 第1章 計画の趣旨と背景

### (4) 策定体制

#### 1 男女共同参画推進審議会の開催

市長の諮問により、男女共同参画推進審議会で計画素案の内容、計画案について審議し、意見をいただきました。

#### 2 庁内検討組織

市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部と、その下に組織された小平市男女共同参画推進委員会で関係部局の連携により内容等の検討を行いました。

#### 3 市民意識・実態調査の実施

小平市に在住する満18歳以上の男女個人を対象に「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」を実施しました。

##### 【調査の概要】

調査の実施期間：平成27年9月7日(月)～平成27年9月28日(月)

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査名	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
男女共同参画推進についての市民意識・実態調査	小平市に在住する18歳以上の男女個人	1,993人	717人	36.0%

#### 4 市民意見公募手続（パブリックコメント）と市民懇談会の実施

## 2 男女共同参画をめぐるおもな流れ

### (1) 国の動き

平成11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成12 (2000) 年	「男女共同参画基本計画」策定
平成13 (2001) 年	「DV防止法」(*通称)制定
平成17 (2005) 年	「第2次男女共同参画基本計画」策定
平成18 (2006) 年	「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」一部改正
平成22 (2010) 年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成25 (2013) 年	「DV防止法」(*通称)一部改正
平成27 (2015) 年	「女性活躍推進法」(*通称)制定
同	「第4次男女共同参画基本計画」策定

### (2) 東京都の動き

平成12 (2000) 年	「東京都男女平等参画基本条例」制定
平成14 (2002) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画」策定
平成19 (2007) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画」(第二次) 策定
平成24 (2012) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画」(第三次) 策定
同	「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定

### (3) 市の動き

平成8 (1996) 年	「小平アクティブプラン21」策定
平成11 (1999) 年	「小平市女性施策推進協議会」設置
平成14 (2002) 年	改定版「小平アクティブプラン21」策定
平成17 (2005) 年	「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
平成19 (2007) 年	「小平アクティブプラン21」(第二次) 策定
平成21 (2009) 年	「小平市男女共同参画推進条例」制定
同	「男女共同参画推進審議会」設置
平成27 (2015) 年	「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」実施
平成29 (2017) 年	「小平アクティブプラン21」(第三次) 策定



## **第2章 小平市の現状と課題**

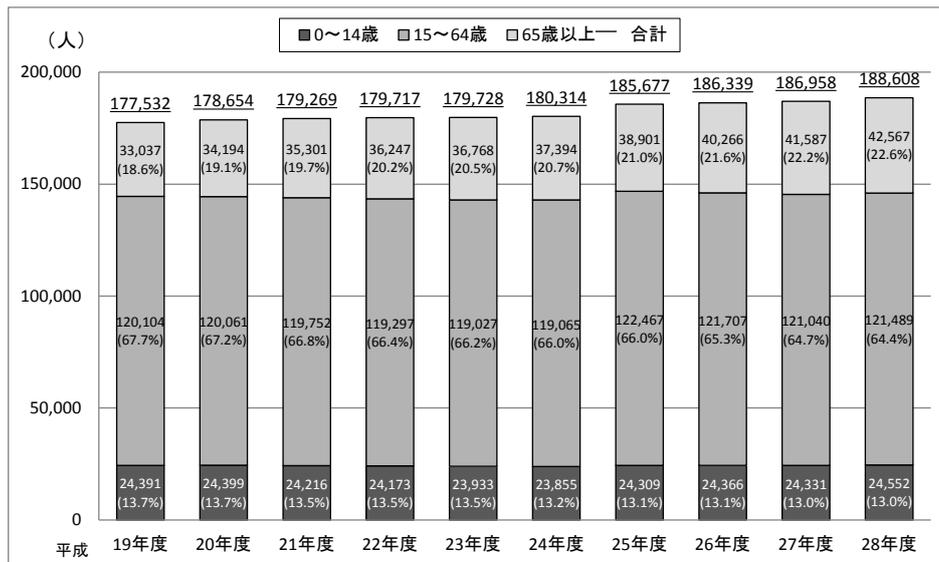


# 1 人口と世帯の推移

## ■ 人口の推移（3区分）

小平市の人口を年齢3区分にみると、0～14歳の年少人口割合は13%程度で推移し、15～64歳の生産年齢人口割合も下降傾向で推移し、平成28年1月1日現在（平成27年度）、平成19年から3.3ポイント低下しています。その一方、65歳以上の老年人口割合（高齢化率）は上昇傾向にあり、平成19年から4.0ポイント上昇しています。

<図表1>

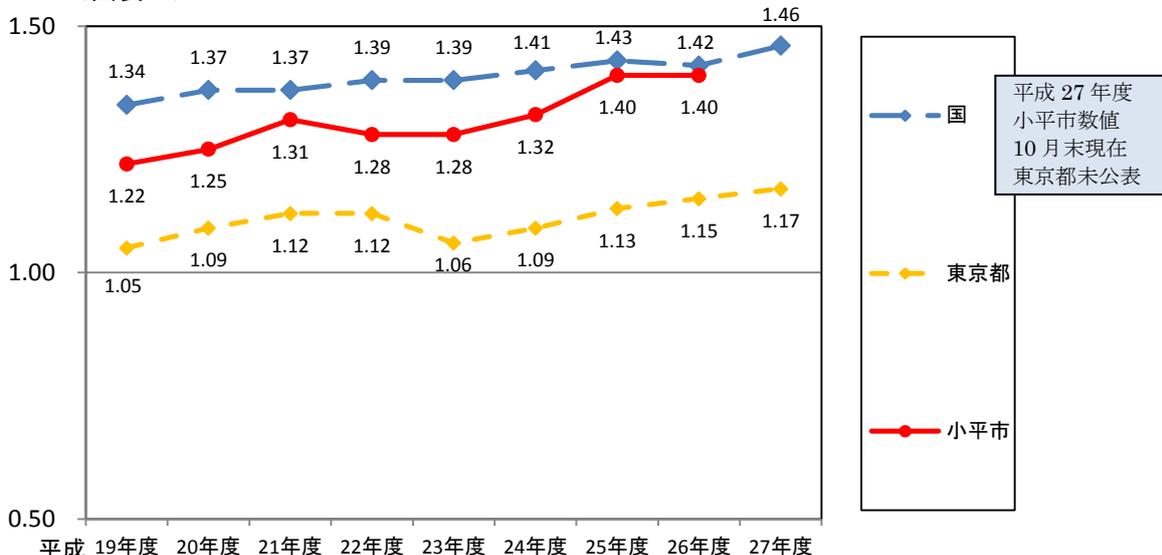


資料：住民基本台帳（平成28年）

## ■ 合計特殊出生率の推移【平成27年度東京都数値は概況】

小平市の合計特殊出生率は、国平均よりは下回っているものの、東京都の平均値よりも高い数値になっています。特に、平成25年度から1.40を維持し、26市の中でも高い水準になっています。

<図表2>



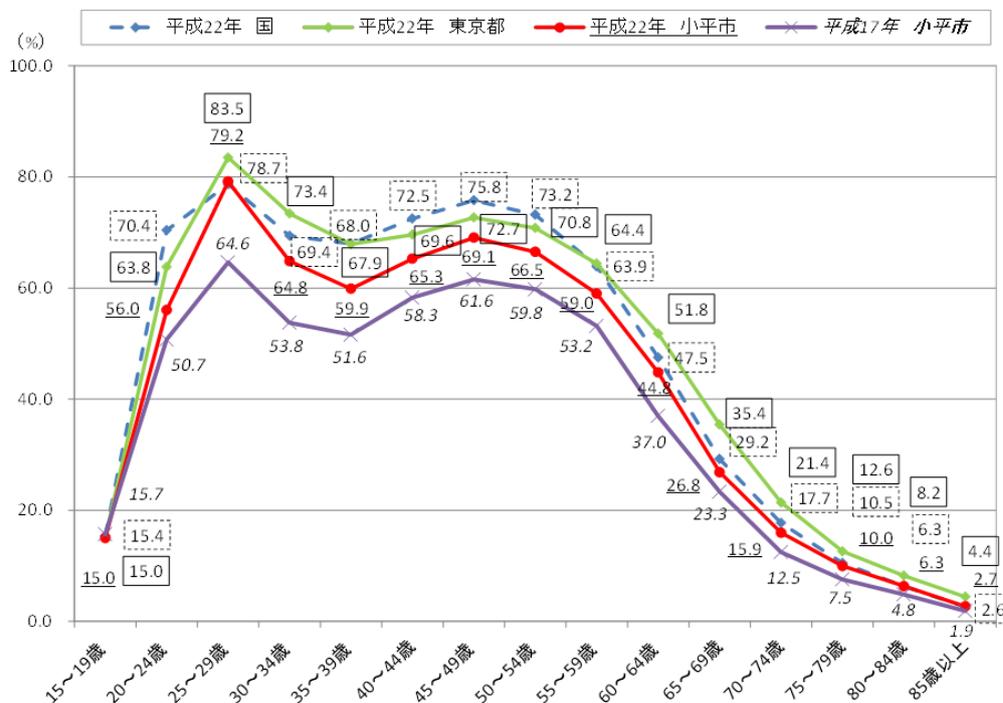
資料：（国）人口動態統計、（東京都・小平市）住民基本台帳による東京都の世帯と人口

## 2 女性の職業生活の状況

### ■ 女性の年齢別労働力率

小平市の女性の労働力率の推移をみると、25～29歳が78.7%と最も高く、次いで45～49歳が72.7%と高くなっています。一方で、30～39歳の労働力率は7割を下回り低下がみられます。

<図表3>



資料：国勢調査（平成22年）

### ■ 男女別就業率

小平市の就業率を男女別にみると、平成22年では男性（60.6%）は全国の男性（64.1%）に比べ3.5ポイント、女性（40.4%）は全国的女性（44.7%）に比べ4.3ポイント低くなっています。

<図表4>

単位：人、%

平成17年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
全国	53,085,562	35,735,300	67.3	56,678,857	25,770,673	45.5
東京都	5,442,331	3,463,225	63.6	5,548,788	2,452,308	44.2
小平市	79,026	49,156	62.2	80,101	32,419	40.5

資料：国勢調査（平成17年）

単位：人、%

平成22年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
全国	53,154,614	34,089,629	64.1	57,122,871	25,521,682	44.7
東京都	5,652,734	3,460,120	61.2	5,839,722	2,552,416	43.7
小平市	79,697	48,266	60.6	82,029	33,134	40.4

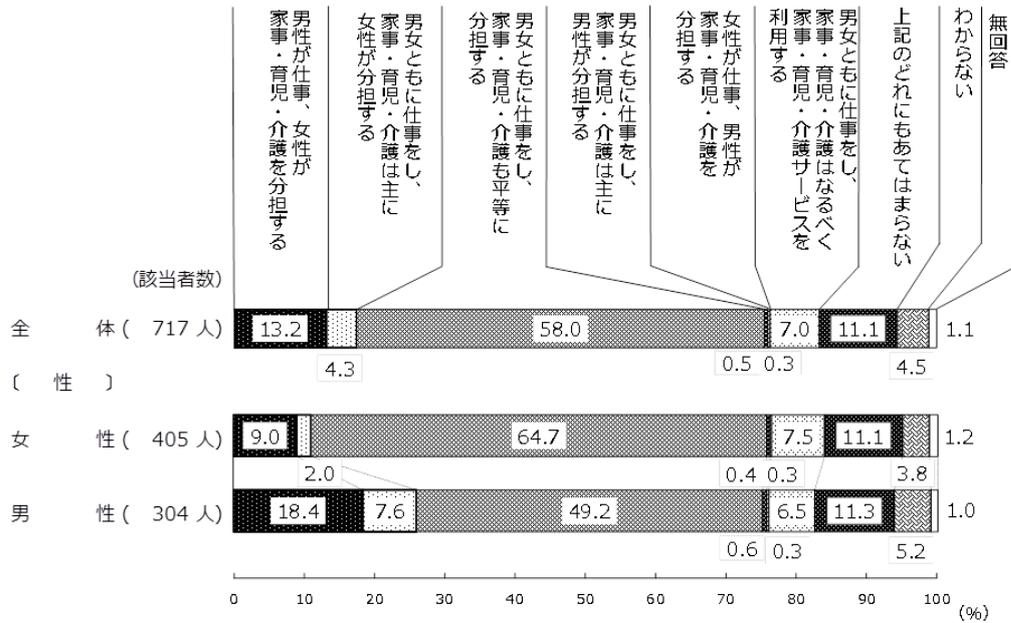
資料：国勢調査（平成22年）

### 3 市民の意識と実態

#### ■ 男女の役割分担に対する意識

理想の男女の役割分担については、「男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する」が 58.0%で最も多くなっています。

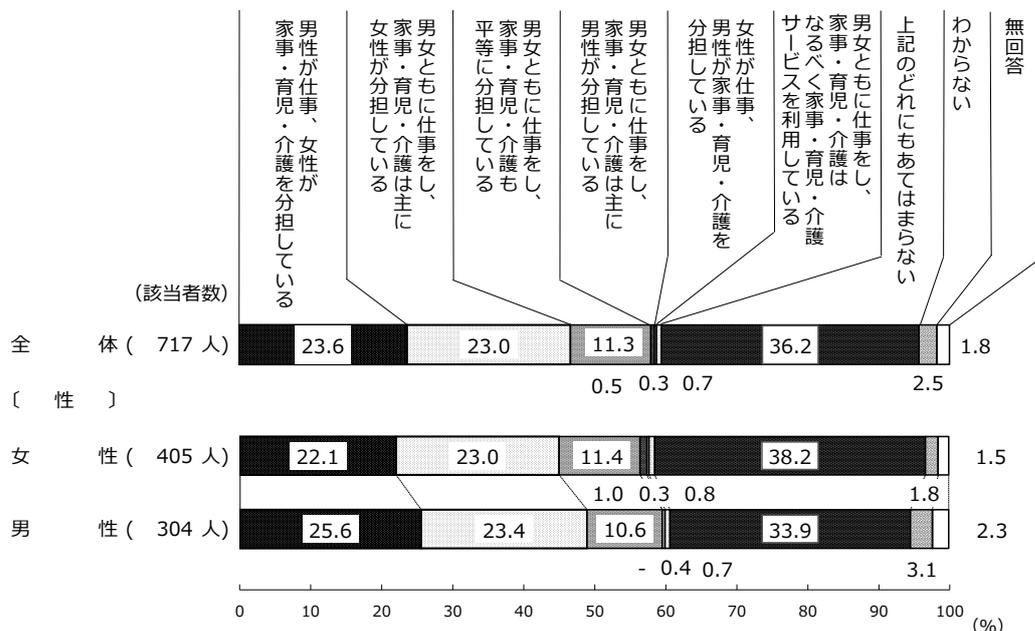
<図表 5> ◆ 理想の男女の役割分担



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成 27 年）

現実の男女の役割分担については、「男性が仕事、女性が家事・育児・介護を分担している」が 23.6%で最も多くなっています。理想では 58.0%だった「男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する」は、現実には 11.3%と少ない回答になっています。

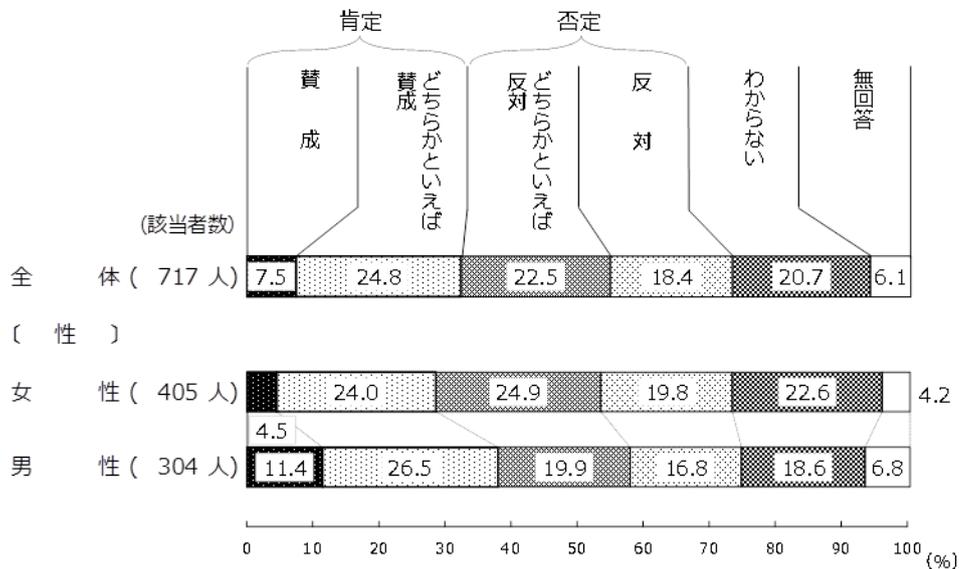
<図表 6> ◆ 現実の男女の役割分担



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成 27 年）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、否定する人 40.9%（「どちらかといえば反対」22.5%+「反対」18.4%）が、肯定する人 32.3%（「賛成」7.5%+「どちらかといえば賛成」24.8%）を 8.6 ポイント上回っています。

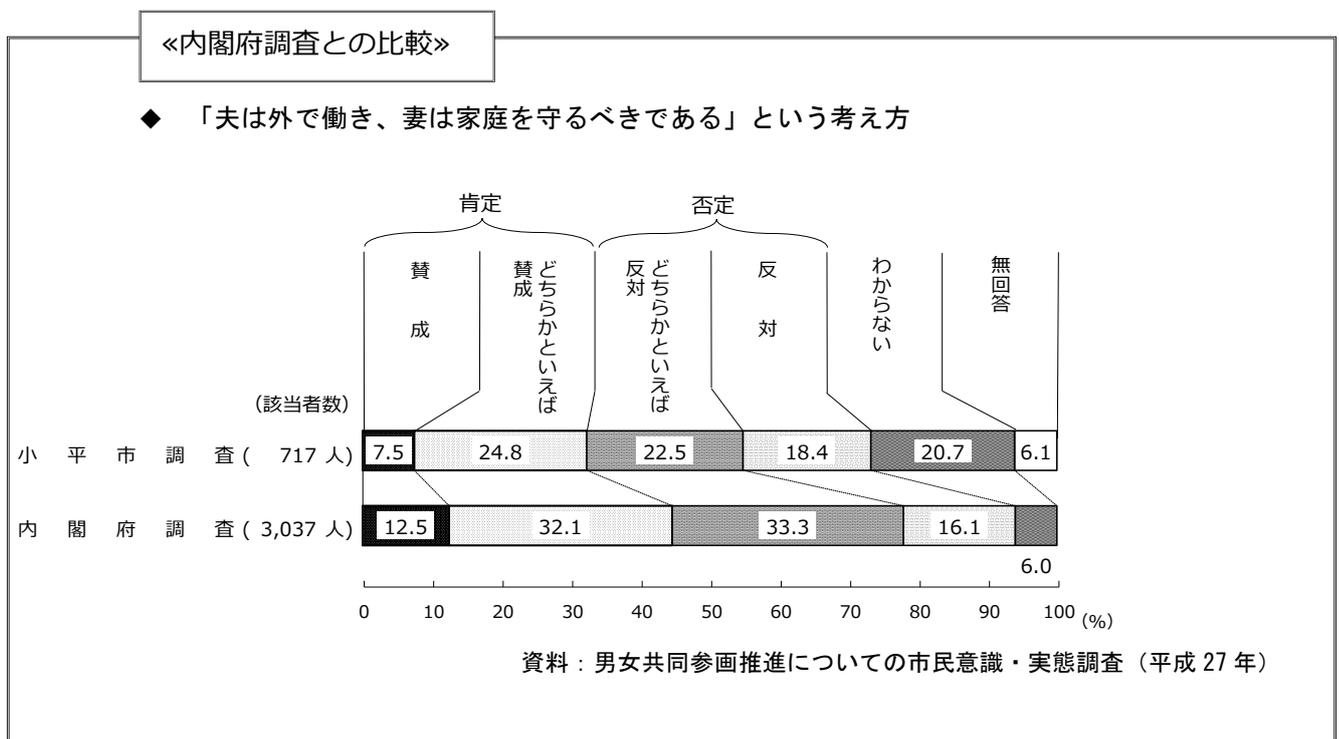
<図表 7> ◆ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成 27 年）

内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年 8 月）と比較してみると、小平市調査では肯定する人の割合も否定する人の割合も内閣府調査より低い傾向がみられる。

<図表 8>

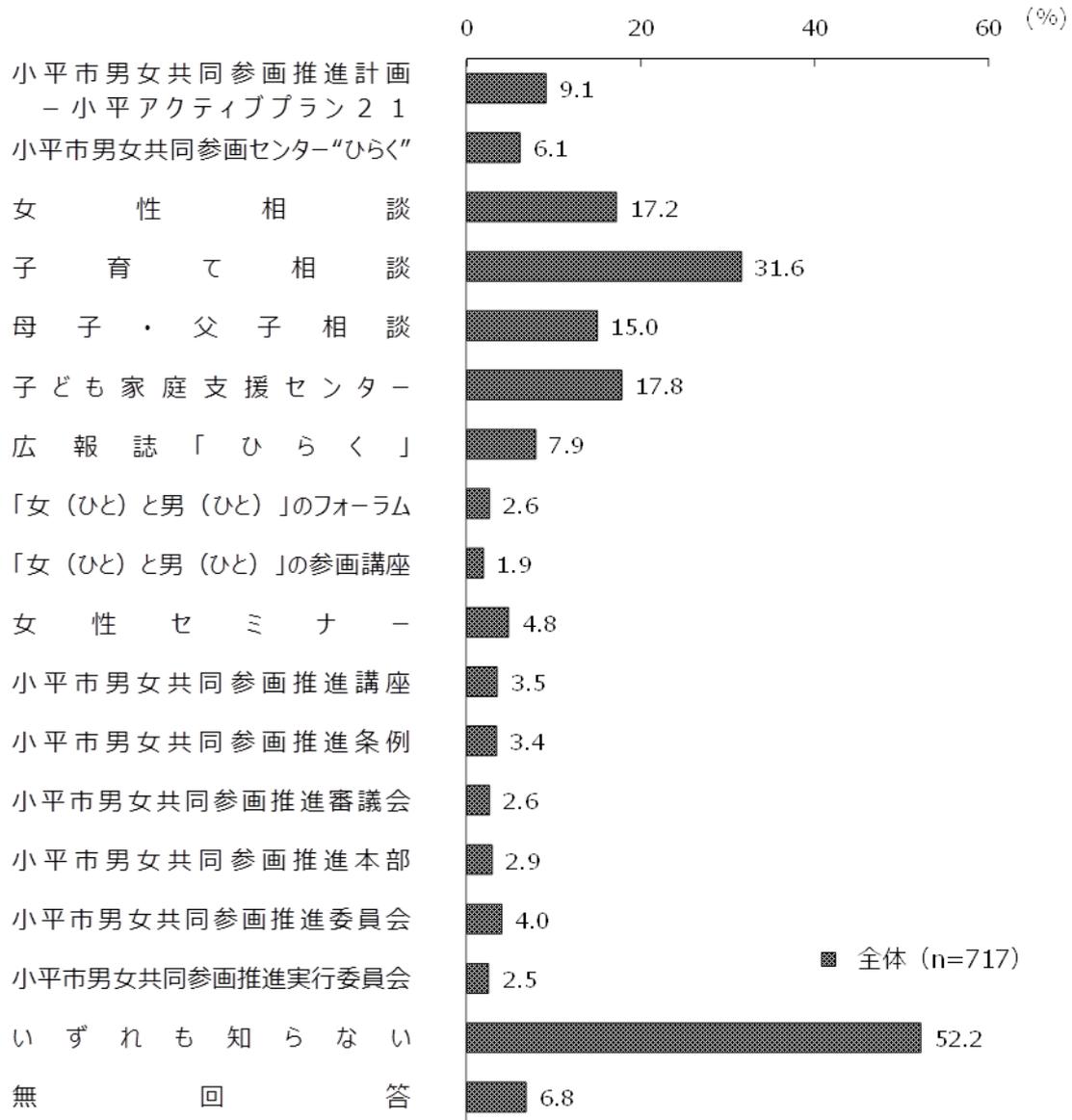


■ 市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度

小平市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度については、「子育て相談」が 31.6%で最も多く、次いで「子ども家庭支援センター」が 17.8%、「女性相談」が 17.2%、「母子・父子相談」が 15.0%となっています。

なお、「いずれも知らない」が 52.2%となっています。

<図表 9> ◆ 小平市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度（複数回答）

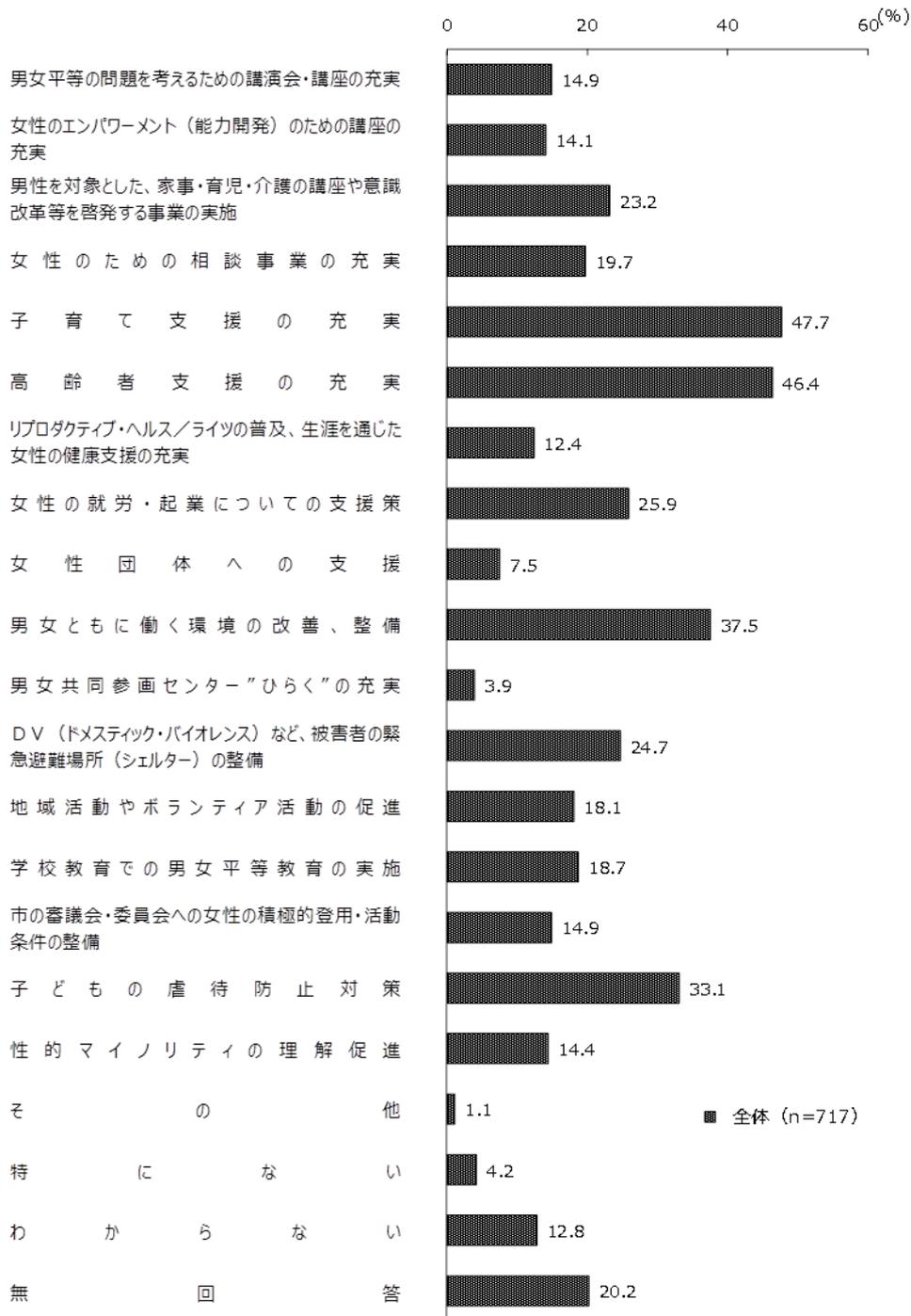


資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成 27 年）

■ 市が力を入れるべき男女共同参画施策について

小平市が力を入れるべき男女共同参画施策については、「子育て支援の充実」が 47.7%で最も多く、次いで「高齢者支援の充実」が 46.4%、「男女ともに働く環境の改善、整備」が 37.5%、「子どもの虐待防止対策」が 33.1%となっています。

＜図表 10＞ ◆ 小平市が力を入れるべき男女共同参画施策（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成 27 年）

## 4 小平アクティブプラン21（第二次）における取組の総括

小平市では、小平アクティブプラン21（第二次）における平成18年度から平成28年度までの取組の総括を基本目標ごとに行い、次期のアクティブプランで取り組む視点をまとめました。

### 基本目標Ⅰ 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立

#### 小平アクティブプラン21（第二次）の取組

##### 【働く場における男女の機会の均等と待遇の充実】

- ◇平成27年3月に特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」、平成28年3月に特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」をそれぞれ策定しました。
- ◇ハローワーク、職業訓練校、東京都の産業労働部局と連携し、就業講座や求人などの情報の提供を行いました。
- ◇入札制度の評価項目において、「男女共同参画の推進」と「母子家庭等への就労を支援する取り組み」を加点対象へ変更しました。

##### 【仕事と家庭生活の両立支援】

- ◇小規模事業者への資金繰り支援や、支援先への制度紹介を行いました。
- ◇保育園の待機児童の解消に向けた取り組み、ファミリー・サポート・センターの充実、ひとり親家庭を対象とした就労支援などを実施しました。



#### 小平アクティブプラン21（第三次）の視点

- 1 子育て支援（保育施設の整備・待機児童対策、仕事と家庭の両立支援）、介護支援（地域包括ケアの推進、介護離職の防止、男性の家事・介護への参加啓発）事業の推進
- 2 女性の貧困・子どもの貧困など貧困の連鎖の防止、自立に向けた支援
- 3 事業者向け支援制度等の紹介と意見交換の実施
- 4 男性中心型労働慣行等の変革のための意識啓発
- 5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発
- 6 女性の活躍支援（起業・創業・キャリア教育等）

## 基本目標Ⅱ 健康で安全な生活の実現

### 小平アクティブプラン21（第二次）の取組

#### 【生涯にわたる健康保持の支援】

- ◇医療・関係機関などの紹介、スポーツ教室等を実施し、健康教室・講座の充実を図りました。
- ◇ハローベビークラス（両親学級）や、育児相談等を実施しました。

#### 【女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進】

- ◇平成24年～26年において、デートDV防止に関する啓発講座を実施し、知識の普及・啓発を強化しました。また、DVに関するパンフレットを作成し、情報提供を行いました。
- ◇女性相談室に個別相談の場を設け、関係機関との連携を図りながら問題解決に繋げました。



### 小平アクティブプラン21（第三次）の視点

- 1 DV防止法、ストーカー規制法、被害者支援、若年者向けデートDV防止の啓発
- 2 人権侵害・ハラスメント防止
- 3 男女共同参画の視点に立った避難所運営
- 4 自主防災組織への支援
- 5 避難行動要支援者への支援

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画意識の浸透

### 小平アクティブプラン21（第二次）の取組

#### 【あらゆる場での男女共同参画意識の醸成】

- ◇シルバー大学、市民講座、保育付き講座、大学公開講座、出前講座を実施しました。
- ◇公募市民が企画立案から編集を担当した広報誌の発行や、講演会を共催で開催しました。

#### 【男女共同参画の視点に立った広報活動の推進等】

- ◇平成23年4月に「広報誌・パンフレットなどを作成するときの視点」を作成し、庁内へ男女共同参画視点の周知を図りました。
- ◇平成26年にはメディア・リテラシー育成のための講座を開催しました。



### 小平アクティブプラン21（第三次）の視点

- 1 地域活動参加への意識啓発
- 2 保育付き講座等の実施による地域活動参加への機会の提供
- 3 男女共同参画意識の浸透（特に男性・若年層）
- 4 「広報誌・パンフレットなどを作成するときの視点」の庁内へ周知
- 5 人権問題の啓発（さまざまな困難を抱える方への配慮）
- 6 学校教育における人権教育、健康安全教育の充実

## 基本目標Ⅳ さまざまな分野での男女共同参画の推進

### 小平アクティブプラン21（第二次）の取組

#### 【政策・方針決定過程への男女共同参画】

- ◇審議会・委員会等における女性委員の登用状況を調査し、現状把握に努めました。
- ◇男女共同参画センターでは講座やイベントを開催し、その他、市民講座・シルバー大学・家庭教育・子育て支援に関する講座・女性セミナー・ヤングセミナー等、様々な分野での講座を開講しました。
- ◇市職員へ向けた男女共同参画推進のための研修の充実を図りました。

#### 【地域活動における男女共同参画の促進】

- ◇市民活動支援センター（あすぴあ）、男女共同参画センター（ひらく）を運営しました。



### 小平アクティブプラン21（第三次）の視点

- 1 女性参画目標値の設定
- 2 市職員の男女平等（特定事業主行動計画）
- 3 男性の働き方変革と女性の活躍支援（相談、両立支援、キャリア教育の充実等）
- 4 地域活動における男女共同参画の促進
- 5 「男女共同参画社会」という用語の周知

## **第3章 計画の基本的な考え方**



## 1 基本理念

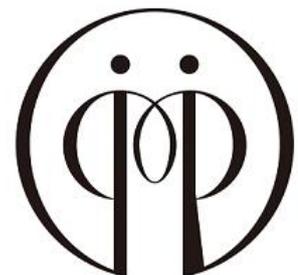
本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法をふまえ、小平市男女共同参画推進条例に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

## 2 基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は次の7つとなります。

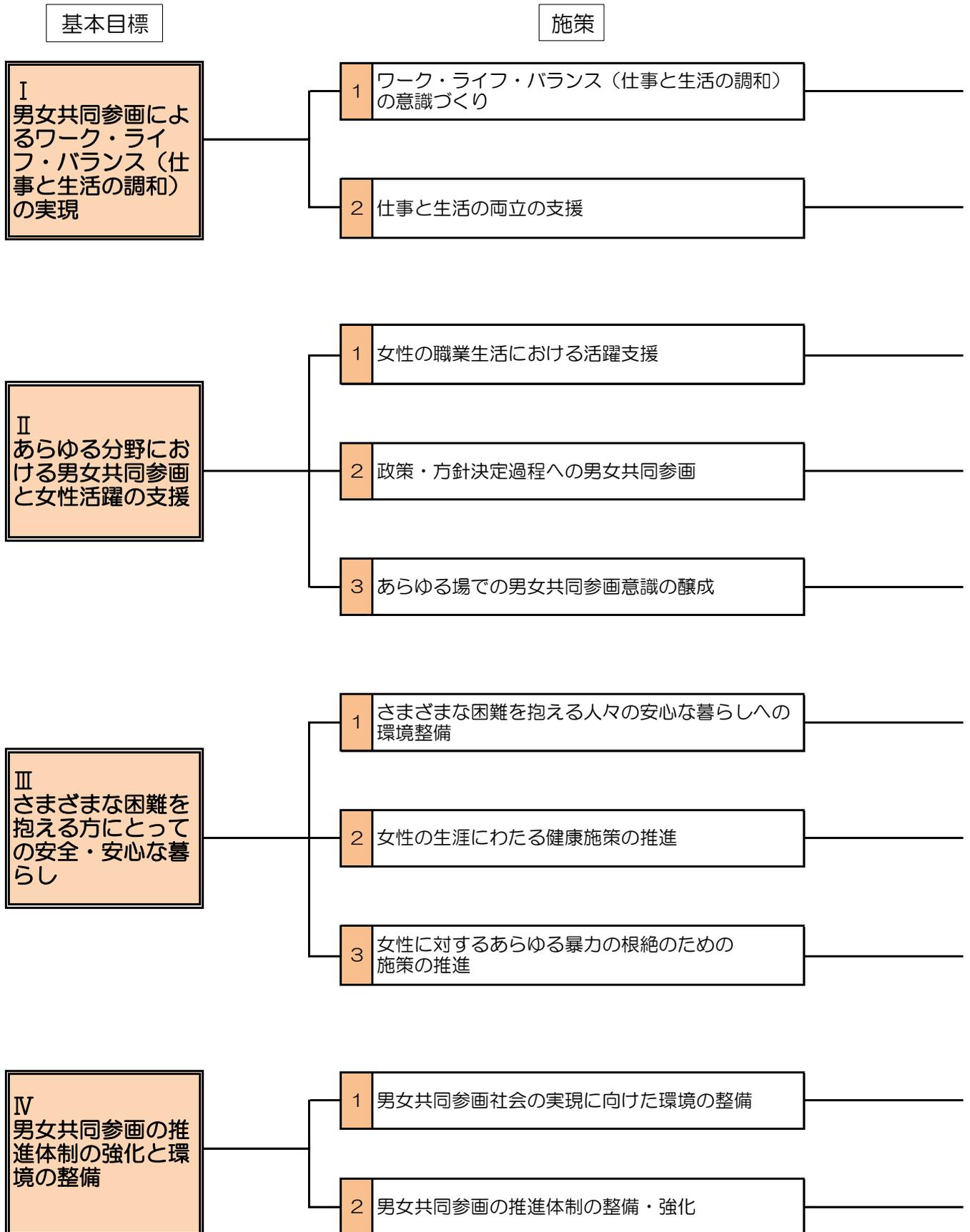
- ① 男女の人権の尊重  
男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮  
社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、男女の自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画  
男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 教育における男女共同参画意識の推進  
家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわらず、一人一人の個性と能力を尊重した教育が行われること。
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立  
家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- ⑥ 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持  
男女が、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。
- ⑦ 国際社会及び国内における取組との協調  
国際社会及び国内の様々な取組との協調の下に行われること。

**男女共同参画シンボルマーク**



**男女共同参画**

### 3 施策の体系



施策の方向性（重点項目）

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援

2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 **重点**

3 男性の地域活動参加の推進

1 女性の就業・活躍の支援 **重点**

2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

1 市職員における女性活躍の推進

2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

1 地域生活における男女共同参画の推進

2 学校教育における男女共同参画の推進

1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

1 健康保持、健康づくりへの支援

2 妊娠、出産等に関する健康支援

1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 **重点**

2 ハラスメントやストーカーへの対策

3 相談機能の一層の充実

1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり

2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発

2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

## 4 進行管理

### (1) 計画の推進体制

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしている、小平市男女共同参画推進条例をもとに、具体的な取組を示しています。

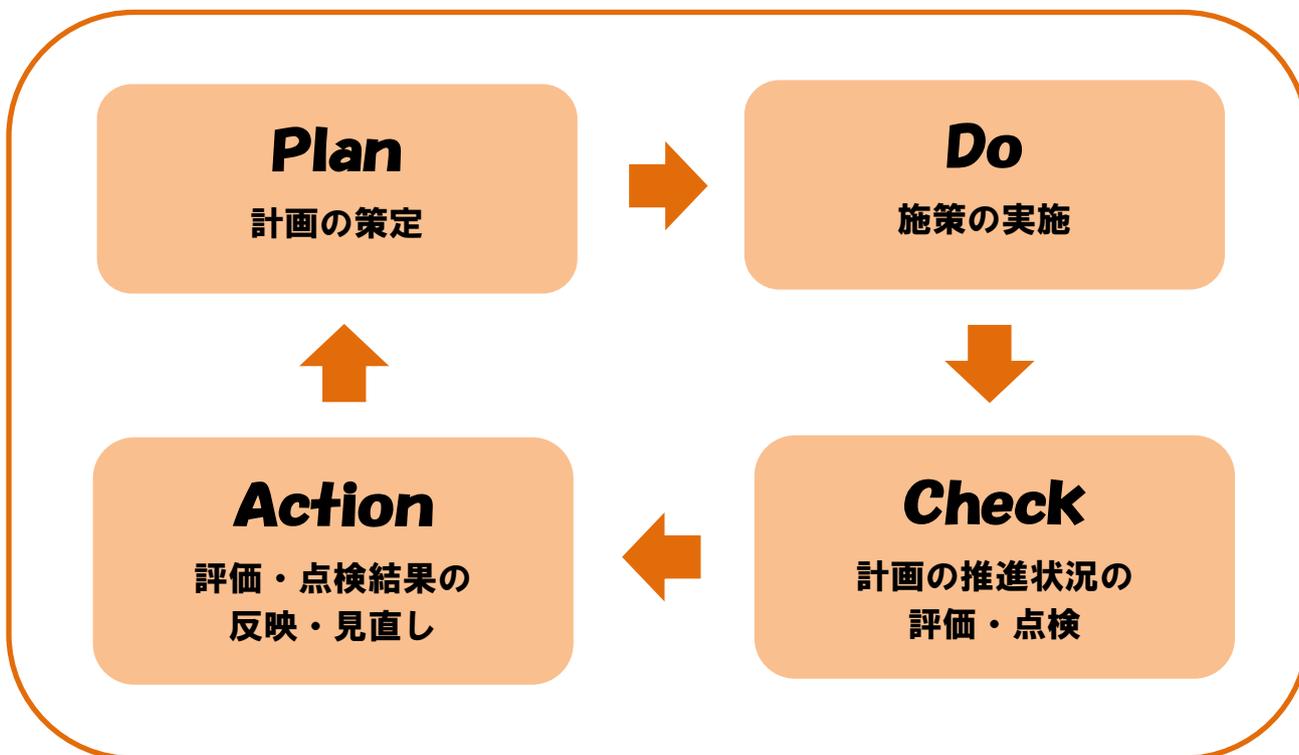
事業の推進にあたっては、市、市民等及び事業者、関係機関がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組んでいきます。

### (2) 推進状況の管理

毎年度、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成の上、市の横断的組織である小平市男女共同参画推進本部・推進委員会、市民参加による小平市男女共同参画推進審議会に報告し、分析・評価を行います。

推進状況の評価・点検の方法は、事業項目ごとに担当課（主体）で行った施策や事業について、毎年度確認します。指標についても、平成32年度の実態調査で検証するものを除き、達成状況を確認します。

また、計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して管理するとともに、新たな国・東京都の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。



## **第4章 施策の展開**



## 基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

### 施策1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

男女共同参画推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方が選択できる環境の整備も求められます。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方の見直しを推進していきます。

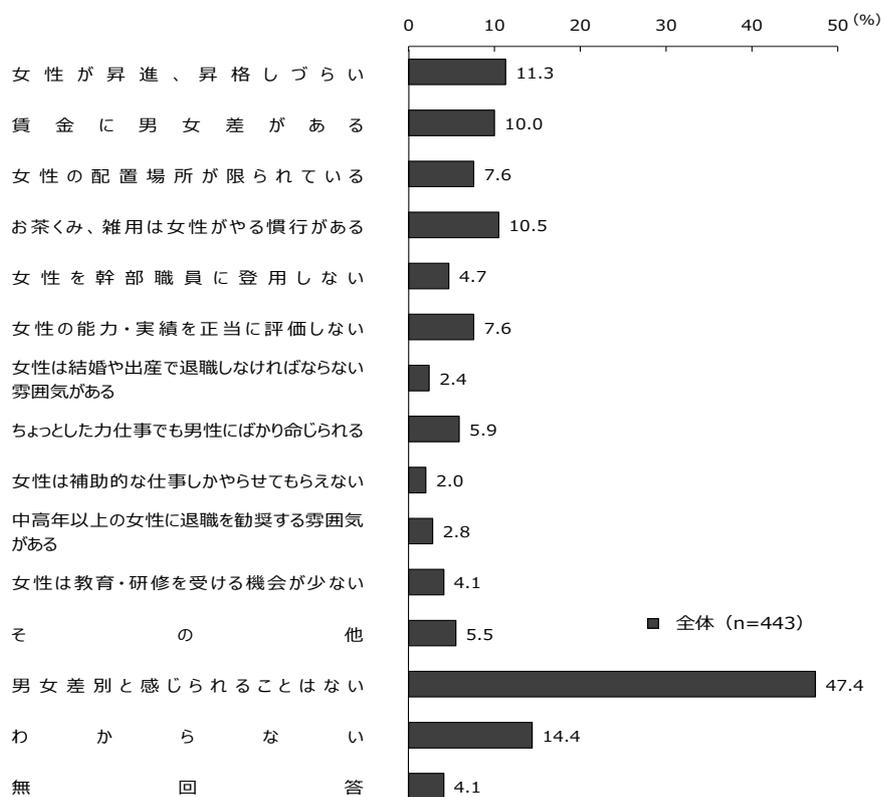
#### 施策の方向性

##### 1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

#### 指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『職場で「男女差別と感じられることはない」と思う人』の割合（実態調査：問8-3）	47.4%	60.0%

<図表11> ◆ 職場の男女差別（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
1	男女平等の労働条件整備の働きかけ	市内事業者のワーク・ライフ・バランスの取り組みに関する情報を収集するとともに、パンフレット配布やポスター掲示により啓発を行います。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
2	市民等との協働・共催による広報	男女共同参画推進実行委員、男女共同参画センター利用登録団体等と共にワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課
3	ハローワークと連携した求人情報の提供	ハローワークと情報交換を行うとともに、こだいら就職情報室と連携した求人情報の提供、チラシの配架により、求人情報の提供を行います。	産業振興課
4	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、子育て、介護等の各種配布物や出前講座による情報提供等、仕事と生活の調和の意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課
5	事業者等における先進事例の紹介・啓発	先進事業者等の事例を紹介することで、事業者への男性の育児休業取得を奨励し、ワーク・ライフ・バランスの意識を広めていきます。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
6	事業者向け支援制度等の紹介	国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者支援を行います。	産業振興課
7	男女共同参画に関連した入札制度の研究	総合評価方式に関して、市内事業者との意見交換の場を持ちながら、研究していきます。	契約検査課

## 施策2 仕事と生活の両立の支援

固定的な性別役割分担意識や性差に関する認識が、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担うことにつながっているとも言われています。

男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進するため、意識啓発や情報提供等を通じ、男性中心型労働慣行の意識改革に向けて取り組みを進めるとともに、家事・育児・介護・健康・就業支援を充実させることで、仕事と生活の両立の支援を行っていきます。

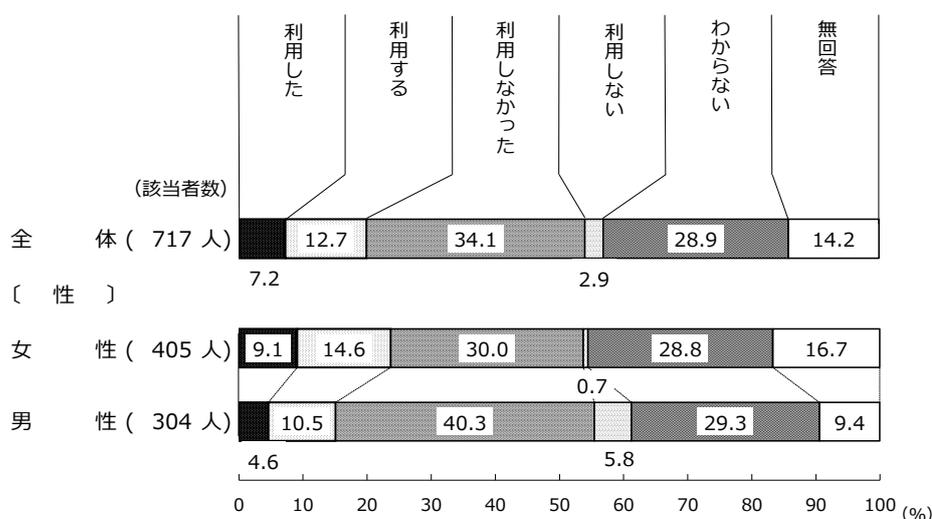
### 施策の方向性

- 1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援
- 2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 **【重点】**
- 3 男性の地域活動参加の推進

### 指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『育児休業制度を利用した』という男性』の割合 （実態調査:問11）	4.6%	13.0% （内閣府目標値）

<図表12> ◆ 育児休暇制度の利用



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
8	起業・創業の支援	創業者個別相談窓口や女性の就労支援施設「すだち」により、起業支援を行います。また、商工会等と連携していきます。	産業振興課
9	子育て支援事業の情報提供	子育てガイド、子育て相談ガイドブック等の配布、子育て応援サイト「こだち」等により情報提供を行います。	政策課 子育て支援課
10	幼児期の教育・保育の充実	市内保育施設等における保育の質の維持・向上と保育定員の拡充に努めるとともに、一時預かりや病児保育といった、多様化する保育ニーズに対応することで、子育て家庭を支えます。	子育て支援課 保育課
11	地域の子ども・子育て支援の推進	子育て家庭の保護者が悩み、孤立しないように地域全体で子育てを支える視点で、子ども広場、学童クラブ、放課後子ども教室等、子育て家庭を対象とする事業を実施します。	子育て支援課 保育課 地域学習支援課
12	家事、子育てを支援する講座の開催	家庭教育に関する講座を開催し、子育て中の親の学習支援、子育ての孤立化の解消を図るとともに、学習活動を通じた仲間づくりを支援します。	公民館
13	子育て・女性相談と関係機関との連携	子育て・女性相談室の周知を図るとともに、幅広いニーズに応えられるよう、関係機関と連携していきます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課
14	介護教室の開催	各地域包括支援センターで、介護方法や介護者の介護予防に関する内容を内容とする家族介護教室を実施します。	高齢者支援課
15	介護者を支援する窓口や情報提供	高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センターを本所5か所、出張所4か所の合計9か所設置し、パンフレットを戸別配付するなど情報提供を行います。	高齢者支援課

## 2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 【重点】

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
16	男性向け家事・育児・介護講座の開催	家庭教育に関する講座、男性の料理教室等の講座の開催等により、男性の家事・育児・介護への意識を高め、参加促進につなげます。	市民協働・男女参画推進課 高齢者支援課 健康推進課 公民館
17	父親に向けた育児支援イベントの開催	妊産婦及び、その家族の健康保持と育児に関する教室（ハローベビークラス等）その他父親も参加できるイベント（行事）を開催することで、男性に対する育児の意識向上に努めます。	子育て支援課 健康推進課
18	介護に対する意識啓発、情報提供	高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センターのパンフレットを戸別配付するとともに、各地域包括支援センターで、認知症カフェや家族介護教室を開催し、介護に関する意識啓発、情報提供を行います。	高齢者支援課

## 3 男性の地域活動参加の推進

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
19	市民活動の支援と情報提供	市民講座等の開催を通じて、男性の地域活動への参加を促します。また、市民活動支援センターや公民館で、市民活動の情報及び活動の場を提供していきます。	市民協働・男女参画推進課 公民館 関係各課

## 基本目標II あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

### 施策1 女性の職業生活における活躍支援

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境づくりは、男女共同参画社会の実現の妨げとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、女性の就業継続や再就職・起業等のための環境整備を促します。

また、固定的な性別役割分担にとらわれず、就業能力を高め、長期的な視点を踏まえた適切な職業選択が行えるよう、キャリア教育の推進等を行います。

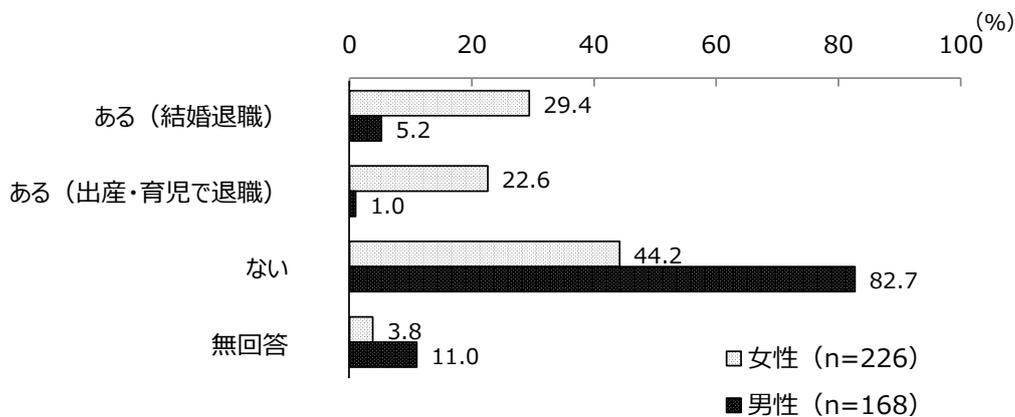
#### 施策の方向性

- 1 女性の就業・活躍の支援 **【重点】**
- 2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

#### 指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『「結婚、出産・育児を理由とした退職経験はない」という女性』の割合（実態調査：F4-1）	44.2%	60.0%

<図表13> ◆ 結婚、出産・育児を理由とした退職経験の有無



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

## 施策の方向性

### 1 女性の就業・活躍の支援 【重点】

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
20	女性の就職・再就職・起業や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催	ハローワーク、マザーズハローワークと連携した就職支援セミナーや講演会等を開催し、就職・再就職に向けた支援を行います。	産業振興課 市民協働・男女参画推進課
21	女性の就業・起業への情報提供	東京しごとセンター、こだいら就職情報室、女性の就労支援施設“すだち”の情報提供をすることで、女性の就業・起業を支援します。	産業振興課 市民協働・男女参画推進課
22	事業者への支援	国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者への支援を行います。	産業振興課

### 2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
23	ジェンダー統計の整備と活用に向けた取組	講座等の男女比の統計をはじめ、ジェンダーの視点で統計をとることで、現状を把握し、今後の女性活躍に向けた取り組みにいかしていきます。	関係各課

#### コラム

#### ジェンダー統計（男女別等統計）

**ジェンダー統計**とは、男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状、その要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

## えるぼし マーク



◎平成28年4月施行された、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業が、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマークです。

このマークは広告や求人等に使用でき、女性活躍企業であることを学生や消費者、取引先などにアピールできるというものです。

## 施策2 政策・方針決定過程への男女共同参画

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、政治・経済・行政等あらゆる分野において女性が活躍し、指導的立場の女性が増えることが重要です。市は市内事業者のモデルとして、率先して女性の参画拡大を進めるため、女性職員の管理職への登用と、審議会等委員への女性の積極的任用を促進します。

### 施策の方向性

- 1 市職員における女性活躍の推進
- 2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

### 指標

項目名	現在 (平成28年4月1日現在)	数値目標(平成32年末)
市職員の係長以上における女性比率	25.0%	35.0%
市の委員会・審議会等における女性比率	41.4%	50.0%

### コラム

#### 小平市の行動計画「HAPPYこだいら」と

#### 「HAPPYこだいら～女性活躍編～」

小平市では、次世代育成支援対策推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」を平成27年3月に、女性活躍推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」を平成28年3月に策定しました。

「HAPPYこだいら」は、子どもは次代の宝であるという認識の下、子どもたちが健やかに生まれ、育つことができるよう願って作成したものです。子育て中の職員もそうでない職員も、一人ひとりが「お互いさま」をスローガンとして、子育てしやすい職場環境の整備を進めていきます。

「HAPPYこだいら～女性活躍編～」は、女性が活躍し、職員全員が働きやすい職場づくりをめざして、「HAPPYこだいら」をベースにして作成したものです。管理職における女性比率など、女性活躍に関する数値目標を新たに設定し、女性職員の計画的な人材育成等に取り組んでいきます。

どちらの計画も、職員が相互に協力し合い、職員全員が働きやすい風土、雰囲気を作っていくために組織全体で取り組んでいきます。

## 施策の方向性

### 1 市職員における女性活躍の推進

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
24	行動計画の目標達成に向けた取組	次世代育成支援対策推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」及び女性活躍推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」に掲げられた目標達成に向けて取り組みを進めていきます。	職員課 全課
25	女性職員の活躍推進に向けた取組	キャリア形成研修、管理職向けの女性職員活躍支援研修の実施等により、女性職員の計画的な人材育成や、働きやすい職場環境の整備を進めていきます。	職員課

### 2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
26	委員会・審議会等における女性委員の積極的任用、参画促進	女性の政策・方針決定過程への参画状況調査の実施と情報公開することで、女性委員の積極的任用を促進します。	市民協働・男女参画推進課



ぐるぺー

### 施策3 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

今後多くの地域で直面する人口減少という現実の中、活力ある地域社会、男女共同参画社会を形成するため、女性も男性も、地域の対等な構成員として、あらゆる分野に平等に参画していくことが求められます。意識改革と地域活動に関わる人を増やすきっかけづくり、担い手作りを進め、地域における男女共同参画を推進します。

#### 施策の方向性

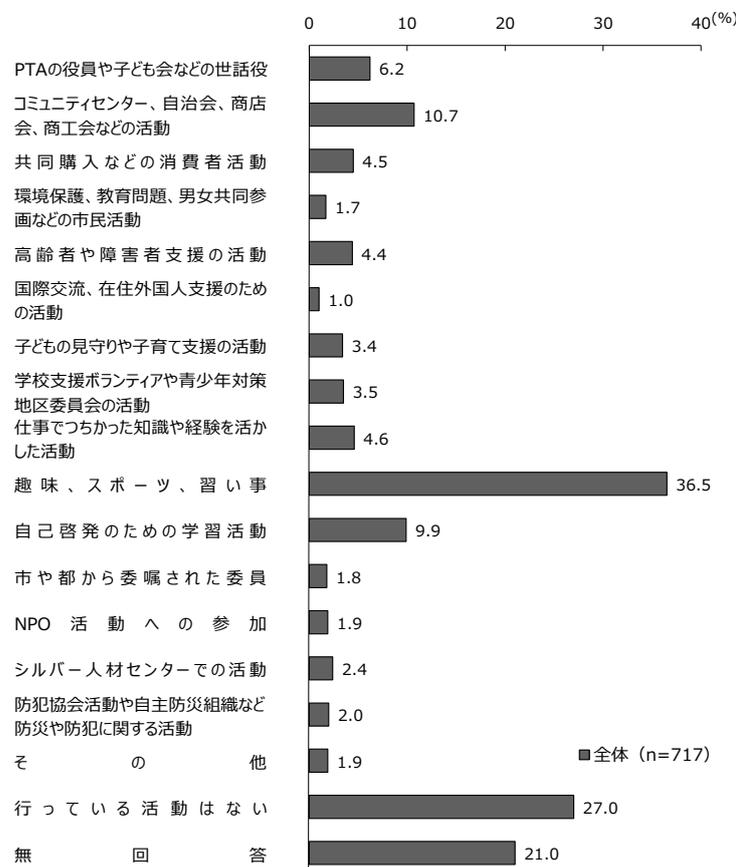
- 1 地域生活における男女共同参画の推進
- 2 学校教育における男女共同参画の推進

#### 指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『地域活動に「参加している」という人』の割合 (実態調査:問18)	※ 73.0%	80.0%

※「行っていない活動はない」という人の割合、27.0%から算出しています。

<図表14> ◆ 現在行っている地域活動（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

## 施策の方向性

### 1 地域生活における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
27	地域における活動の支援	町会・自治会、サークル、ボランティア活動等のきっかけづくりにより、地域活動を支援していきます。	市民協働・男女参画推進課 公民館 関係各課
28	地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	市民向け講座を充実させ、男女共同参画の視点で保育付きの講座等を開催する等、男女が共に地域コミュニティで活躍する場の提供に努めます。	市民協働・男女参画推進課 公民館 関係各課

### 2 学校教育における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
29	教職員研修の充実	東京都人権施策推進指針に基づき、人権教育推進委員会や各学校の研修会をはじめ、男女共同参画の視点を踏まえた人権に関わる研修の充実に努めます。	指導課
30	人権教育、健康安全教育に関する指導・個別相談の充実	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、人権教育、健康安全教育に関する指導及び、個別相談の充実に努めます。	指導課（小中学校）

## 基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし

### 施策1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備

だれもが安心して暮らせる地域づくりのために、男女共同参画の視点から、貧困や地域生活における人間関係等、生活上の困難に置かれた方への支援の充実を図ります。

また、人権尊重の観点から、高齢であること、障がいがあること、外国人であること、性的指向や性同一性障害等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている方への支援を進めます。

#### 施策の方向性

- 1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
- 2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

#### 指 標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
生活困窮者自立支援事業の新規相談受付人数	331人	480人

#### コラム

##### 生活困窮者自立支援制度

**生活困窮者自立支援制度**とは、平成25年に制定された生活困窮者自立支援法に則り、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、自立の促進を図るための制度です。

#### コラム

##### 性的指向

**性的指向**とは、人の恋愛・性愛がいずれかの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をさします。

## 施策の方向性

### 1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
31	生活困窮者へのきめ細かい支援	就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状態に応じた包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。	生活支援課
32	ひとり親家庭等へのきめ細かい支援	ひとり親家庭に対する相談支援を行うとともに、就労や子育てなど自立に向けた支援を行います。	子育て支援課

### 2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
33	人権意識の啓発	人権擁護委員が実施する啓発活動の支援をするとともに東京都等が主催する行事などの広報や男女共同参画週間等、人権啓発活動に関する情報提供を行います。	総務課 市民相談課 市民協働・男女参画推進課 文化スポーツ課 高齢者支援課 障がい者支援課 関係各課
34	情報提供及び相談体制の整備	人権尊重の観点に配慮し、男女共同参画の視点で、さまざまな困難な状況に置かれている高齢者、障がい者、外国人、女性等が安心して暮らせる環境整備を進め、各種市民相談の実施及び連携により、市民が抱える様々な問題の解決に向けて助言できる環境、市民にとってわかりやすく身近で相談しやすい体制をつくります。	市民相談課 市民協働・男女参画推進課 文化スポーツ課 生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課

## 施策2 女性の生涯にわたる健康施策の推進

生涯を通じたところとからだの健康を維持する上で、誰もが互いの身体的性差を十分に理解しあい、差別を許さない人間関係を構築することが求められます。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に留意しながら、妊娠や出産をはじめとする性や健康について男女共同参画の観点から適切な支援を行っていくことが重要です。

### 施策の方向性

- 1 健康保持、健康づくりへの支援
- 2 妊娠、出産等に関する健康支援

### 指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
保健師等による妊婦への面接の実施率	60.2%	100.0%

### コラム

#### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

**性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）**とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す」とされています。

**性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）**とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

## 施策の方向性

### 1 健康保持、健康づくりへの支援

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
35	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	国の指針に基づく、乳がん・子宮頸がん検診等を実施し、受診勧奨等を行うことで、がん予防に対する意識を高めるとともに、各種健（検）診の受診率の向上に努めます。また、女性のための健康教室を保育付きで実施し、知識の向上を図ります。	健康推進課
36	健康相談の実施	骨粗しょう症検診時に、栄養、保健の指導や医師による相談を実施します。また、乳がん・子宮頸がん精密検査未受診者に健康相談を実施するほか、女性のリラックス教室においても、健康相談を実施し、女性の健康づくりを支援します。	健康推進課
37	介護予防の啓発	運動器の機能向上や認知症予防に関する講座等を地域包括支援センターや高齢者館、地域センター等で実施し、介護に関する意識啓発、情報提供を行います。	高齢者支援課
38	健康づくり、体力づくりの推進	ヨガやストレッチ教室、ウォーキングイベント等、誰でも気軽に取り組める事業を開催することにより、市民の健康づくりの推進に努めます。	文化スポーツ課

### 2 妊娠、出産等に関する健康支援

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
39	妊娠・子育て等に必要な情報提供	妊婦全員への面接、乳児家庭全戸訪問事業やハローベビークラス（両親学級）で、妊娠、子育て等に必要な情報を提供します。	健康推進課
40	母性保護に関する事業の推進	妊娠・出産に対して困難を感じている人に対する相談事業を行い、妊娠届出まで来られない方への支援を実施します。また、妊娠届出時等での妊婦面接で、妊娠、出産に困難を感じていないか等を確認し、健康支援に努めます。	健康推進課

### 施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。あらゆる暴力を根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者支援のために、各関係機関と緊密に連携し、体制の充実を図っていきます。

#### 施策の方向性

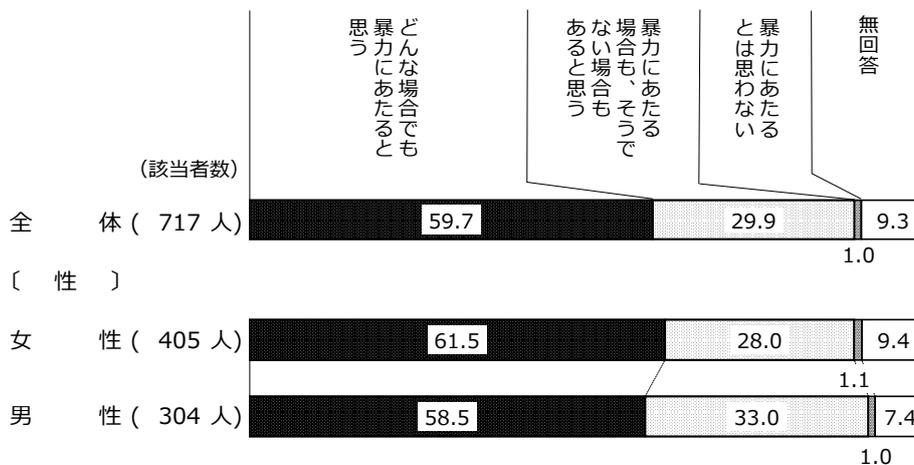
- 1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 **【重点】**
- 2 ハラスメントやストーカーへの対策
- 3 相談機能の一層の充実

#### 指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
女性相談の相談件数	1,012件	1,200件
身体的暴行※である、『「平手で打つ」を「どんな場合でも暴力にあたる」と思う人』の割合（実態調査:問23（1））	59.7%	100.0%

※身体的暴行とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力のこと。

<図表15> ◆ 暴力の認識（1）平手で打つ



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

## 施策の方向性

### 1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 【重点】

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
41	女性への暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発	暴力と人権侵害防止に関する知識の普及に努め、啓発講座の開催と情報提供を行います。	市民協働・男女参画推進課
42	市の体制整備及び女性相談と関係機関との連携	庁内連携会議等の開催等により連携を強化し、関係機関との協力体制の強化にも努めます。被害者がより身近な場所で安心して相談できるように、女性相談の周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課 関係各課

### 2 ハラスメントやストーカーへの対策

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
43	ハラスメントやストーカー等の防止のための意識啓発と情報提供	ハラスメント防止のための講座等を開催するとともに、男女共同参画センター“ひらく”に書籍・パンフレット等の各種資料を配架し、意識啓発を行います。	市民協働・男女参画推進課

### 3 相談機能の一層の充実

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
44	相談体制の充実	様々なニーズに対応できるよう、家庭相談等の各種市民相談の実施や、法律相談での女性弁護士による相談体制を継続するとともに、女性相談の充実について検討します。	市民相談課 市民協働・男女参画推進課



### 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

◎夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備

### 施策1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

男女共同参画の視点に立った災害に強い地域づくりをめざすため、各避難所で作成するマニュアルに男女双方からの視点に立ち、女性の参画を促進します。

また、様々な人に配慮した避難所運営とするため、啓発のための講座等の実施と、避難行動要支援者への支援を行います。

広報誌や市の出版物等を作成する際には、固定的な性別役割分担に基づいた表現等にならないよう、また積極的に男女平等や男女共同参画を促す表現をしていくよう、職員への周知を図ります。

#### 施策の方向性

- 1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

#### 指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
防災に関する出前講座「デリバリーこだいら」の参加者数	442人	2,200人 (平成28年度から5年間の累計)

#### コラム

#### 「要配慮者のための防災行動マニュアル」と「避難行動要支援者名簿」

小平市では、「小平市地域防災計画」に示す要配慮者とその家族の方々が、災害に備え、災害等が発生した時に適切な避難行動がとれるよう、日ごろからの備えと対応をまとめ、平成28年3月に『要配慮者のための防災行動マニュアル』を作成しました。

**要配慮者**とは、高齢の方、障がいのある方など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々をいいます。

また、被災により負傷した方も要配慮者になり得るため、だれもが自らのこととして考え、いざという時に、自分の身を守り被害を最小限に抑えるために、災害に関する知識を身につけて、とるべき行動を想像し、具体的な災害対策をとることが重要です。

**避難行動要支援者名簿**とは、災害時などに自力で避難することが困難な方の情報を名簿に登録し、避難支援に活用するために作成している名簿です。

## 施策の方向性

### 1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
45	避難所運営への女性の参画	災害時の避難所の管理・運営について、地域の方の協力を得て各避難所でマニュアルを作成し、女性・高齢者・障がい者・乳幼児、その他様々な人に配慮した避難所運営へとつなげます。 また、啓発のための講座等を実施します。	防災危機管理課
46	避難行動要支援者への支援	災害時における避難行動要支援者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の整備と支援者への情報提供を行います。	生活支援課

### 2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
47	「男女共同参画社会」の周知	「男女共同参画社会」の用語や視点を周知する意識啓発講座の実施と「男女平等の視点に立った市刊行物発行のガイドライン」等に沿って広報、刊行物の作成・発行について、職員への周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課 秘書広報課

## 施策2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の形成を促進する上で、市の果たす役割は大きいものであり、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

同時に、男女共同参画意識の形成は、市だけでなく市民や事業者とともに取り組む課題でもあります。市は小平市男女共同参画推進条例の周知、積極的な情報発信と、施策を推進するための体制の整備に努め、市民、市内で活動する団体・事業者等と連携を深めながら施策に取り組んでいきます。

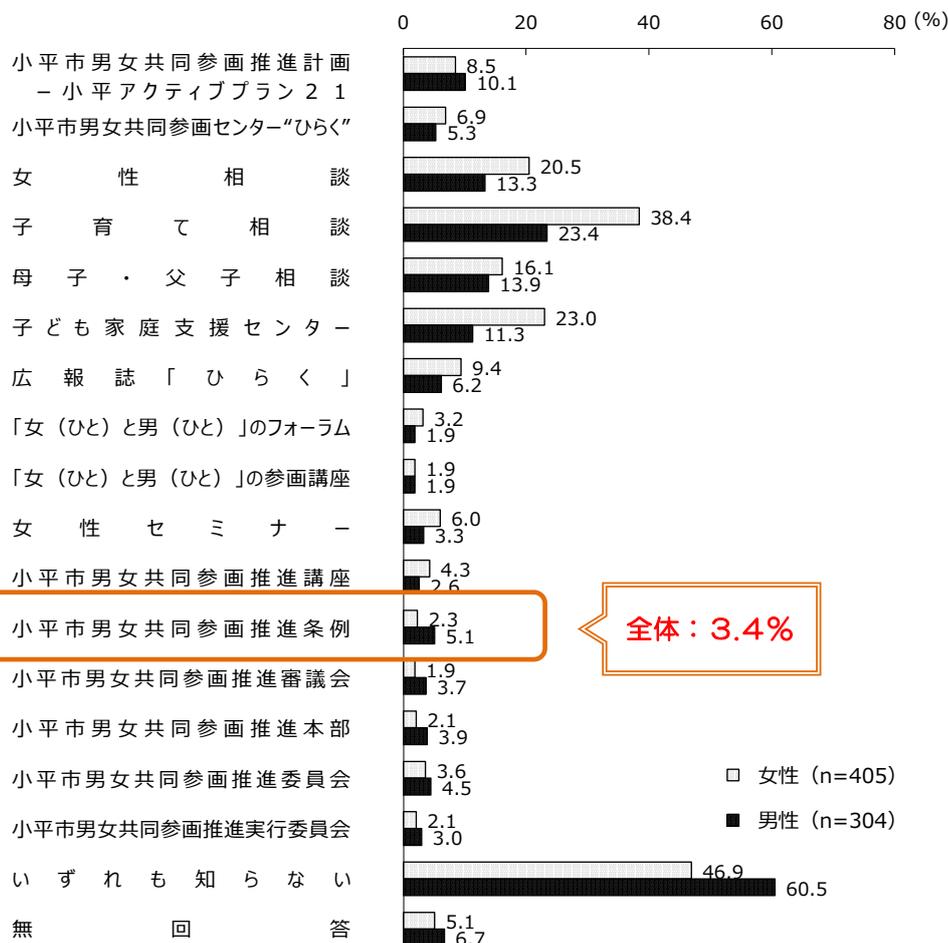
### 施策の方向性

- 1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発
- 2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

### 指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『小平市男女共同参画条例を「知っている」』人の割合（実態調査問29）	3.4%	15.0%

<図表16> ◆ 市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

## 施策の方向性

### 1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
48	小平市男女共同参画推進条例の周知	男女共同参画推進条例の周知のために、大人用・子ども用の条例パンフレットを配布し、周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課

### 2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

No.	事業項目	概要	担当課（主体）
49	男女共同参画推進本部の運営と部・課を超えた連携の強化	男女共同参画推進本部を開催することで、男女共同参画における庁内の連携を強化していきます。	市民協働・男女参画推進課
50	地域団体への女性登用の協力要請	市民活動支援センターと連携した講座等の開催により、地域活動を担う女性リーダーを育成し、地域団体への女性登用の協力要請を行っていきます。	市民協働・男女参画推進課
51	男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	男女共同参画推進条例を周知するとともに、男女共同参画センター利用登録団体との協働により、市内外の関係機関と連携を強化していきます。	市民協働・男女参画推進課
52	男女共同参画センターの運営	男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営方法の検討と啓発事業による周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課



## **第 5 章 付属資料**



- **用語解説**
- **男女共同参画社会基本法**
- **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**
- **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律**
- **小平市男女共同参画推進条例**
- **小平市男女共同参画推進審議会委員名簿**
- **第三次小平市男女共同参画推進計画の策定経過**

第三次小平市男女共同参画推進計画

**小平アクティブプラン21**

平成29（2017）年●月発行

小平市 地域振興部 市民協働・男女参画推進課

〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

電話 042-346-9618

E-mail : kyodo-danjo@city.kodaira.lg.jp

価格 ●●円